

令和3年度経営改善普及事業

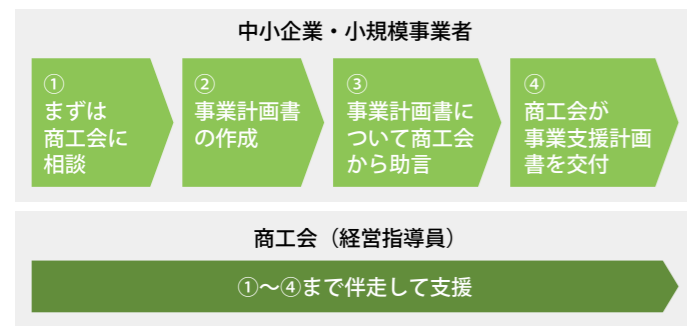
- 令和元年度補正予算「小規模事業者持続化補助金<一般型>」
- 令和2年度補正予算「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型>」

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が直面する制度変更等(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

詳しくは⇒ [全国商工会連合会ホームページ](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/



補助金事務局に提出
必要な書類を

必要書類

- 小規模事業者持続化補助金事業に係る申請書
- 経営計画書
- 補助事業計画書
- 事業支援計画書
- 補助金交付申請書
- 電子媒体(CD-R・USBメモリ等)
- 代表者の生年月日が確認できる公的書類の写し(例 確定申告等写し)

★簡易詳細及びスケジュール等について

一般型

書類審査で採択された場合

- ・原則50万円を上限(補助率2/3)に国から補助する制度です。
- ・事業再開枠は、採択者の為のオプションとして活用を認め、上限50万円、総補助額の50%までとする。

低感染リスク型

電子申請による審査で採択された場合

- ・「低感染リスク型ビジネス枠」は、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等を支援する事業です。
- ・補助率は3/4、補助上限額は100万円
- ・機械装置の導入等に必要経費の一部を補助。感染防止対策に必要な経費も、補助金総額の1/4(最大25万円)を上限に補助対象。なお、上乗せして補助されるものではない。
- ・2021年1月8日以降に発注、支払い、使用した経費も補助対象とする。

※緊急事態措置に伴う特別措置

緊急事態措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の売上高が2019年又は2020年同月比30%以上減少した事業者については、**感染防止対策費の上限を補助金総額の1/2(最大50万円)まで引き上げ可能。**

一般型の公募スケジュール

- 公募開始 2020年3月10日(火)発表
- 第1回受付締切 2020年3月31日(火) **[終了]**
 - 第2回受付締切 2020年6月5日(金) **[終了]**
 - 第3回受付締切 2020年10月2日(金) **[終了]**
 - 第4回受付締切 2021年2月5日(金) **[終了]**
 - 第5回受付締切 2021年6月4日(金) **[終了]**
 - ・第6回受付締切 2021年10月1日(金) **[締切日当日消印有効]**
 - ・第7回受付締切 2022年2月4日(金) **[締切日当日消印有効]**

低感染リスク型の公募スケジュール

- 第1回受付締切 2021年5月12日(水) **[終了]**
- 第2回受付締切 2021年7月7日(水) **[終了]**
- 第3回受付締切 2021年9月8日(水) **[終了]**
- ・第4回受付締切 2021年11月10日(水) 17時
- ・第5回受付締切 2022年1月12日(水) 17時
- ・第6回受付締切 2022年3月9日(水) 17時

月次支援金

月次支援金とは

2021年4月以降に実施された緊急事態措置・まん延防止等重点措置による休業・時短営業・外出自粛等の影響を受けた中小企業・個人事業主を支援するために設けられた給付金制度です。

中小法人・個人事業者のための 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額
中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月を支給します。
給付額 2019年または2020年の基準月^{※1}の売上 - 2021年の対象月^{※2}の売上

一時支援金または月次支援金を既に受給された方の申請の流れ
2回目以降の申請手続きが簡単(2STEPのみ)になります。
STEP1: マイページから、必要情報を入力
STEP2: 2021年の対象月の売上台帳^{※3}を添付
事前確認が不要! その他書類が不要!

給付対象
①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。
①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること^{※4}
②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

給付対象の具体例
対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者
左記事業者と取引がある全国の事業者
1 日常的に訪れるお店
2 教育関連の事業者
3 医療・福祉関連の事業者
4 文化・娯楽関連の事業者
5 旅行関連の事業者
6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者
7 システム開発などのITサービスを提供する事業者
8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
9 飲料や食品の卸売を行っている事業者
10 農業や漁業を営んでいる事業者

以下の場合には給付対象とはなりません
事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における閉業や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。
[対象措置とは関係なく]売上割合等の変化や顧客との取引頻度の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。
[対象措置とは関係なく]単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」^{※5}の互助対象となっている事業者は給付対象外です。

相談窓口
0120-211-240
03-6629-0479

ホームページ
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujiishienkin>

はじめて申請される方の手続きの流れ
アカウントの申請・登録 → 登録確認機関での事前確認 → 申請

必要書類
1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)
2 収受日付の付いた2019年・2020年の確定申告書類の控え
3 2019年1月から2021年対象月までの各月の経理書類(売上台帳、請求書、領収書など)
4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

保存書類
1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)
2 収受日付の付いた2019年・2020年の確定申告書類の控え
3 2019年1月から2021年対象月までの各月の経理書類(売上台帳、請求書、領収書など)
4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

一時支援金または月次支援金を既に受給された方
マイページから、必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付するだけ!
事前確認が不要! その他の書類が不要!

詳しくは⇒ [月次支援金 月次支援金 \(ichijishienkin.go.jp\)](https://ichijishienkin.go.jp)